会議名 財務常任委員会

日 時 令和2年12月22日(火) 午後1時10分~午後1時48分

場所 第2·第3委員会室

出席議員(14名) 委員長 黒川 武 副委員長 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和

委 員 谷平敬子 委 員 水野忠三 委 員 大野慎治

委員宮川隆委員須藤智子委員井上真砂美

委員 伊藤隆信 委員 関戸郁文 委員堀 巌

委 員 木村冬樹 委 員 桝谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍

> 行政課長 佐野剛、同主幹 酒井寿、健康課長兼保健センター長兼休日急病診療 所長 原咲子、同統括主査 須田かおる、消防本部総務課長兼防災コミュニティセ ンター長 加藤正人、同主幹 川松元包、同消防署長 伊藤真澄、生涯学習課長兼 総合体育文化センター長兼生涯学習センター長 竹井鉄次、同統括主査 新中須 俊一、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛、同統括主査 林高行

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 高野真理子

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 111 号	令和2年度岩倉市一般会計補正予算(第9号)	全員賛成
		原案可決

財務常任委員会(令和2年12月22日)

◎委員長(黒川 武君) 定刻になりました。関係者の皆さん、おそろいで ございますので、ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は議案1件であります。

審査に入る前に、当局から挨拶をお願いします。

◎総務部長(中村定秋君) 今回も補正予算の追加ということで、毎回のように補正予算を追加させていただいております。それだけ目まぐるしく社会情勢が変わっているということで、特に給付金の話ですとか、ワクチン接種の話なんかが急に出てきたようなお話でございます。

限られた時間ではございますが、しっかりと質問には答えてまいりたいと 思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長(黒川 武君) ありがとうございました。

それでは、審査に入ります。

議案第111号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算(第9号)」を議題と します。

当局の説明はいかがいたしましょうか。

[「省略」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。 質疑は歳出から行います。

初めに、款3民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員(宮川 隆君) 民生費、ひとり親家庭等福祉費について1点お聞き したいと思います。

この予算というのは前回の実績に基づいて予算化されているのかなという ふうに思うんですけれども、その後の対象者が多分増えているというふうに 予想されるんですけれども、この予算を組み立てるに当たって、上限率とい うのはどのぐらいの予測をしているんでしょうか。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 今回、再支給を12月25日に支給させていただく対象といたしましては、前回御報告させていただきました309件、1,974万円、ここは変わっておりませんが、ここの対象者が増える可能性というのは、いわゆる公的年金受給者であるとか、家計急変者と呼ばれている方々が今後申請をしてくる場合には、通常の基本給付分と今回の再支給分を合わせて、それぞれ、いわゆる2回分、2倍の額を受給することになります。

今回の補正予算の額につきましては、それぞれの市町村で最初は算出する流れはあったんですけれども、国のほうが喫緊の課題ということで大至急出さなければいけないということで、国が全国一律に一定の係数を掛けて、国のほうから今回は額を指定してきたものでございます。それを受けて、年度末に実績報告ということで精算する形になっておりますので、私どもが見込んだ額よりも大きめの額を頂いているということになっておりますので、率というか、不足等ということは想定しておりませんので、よろしくお願いをいたします。

- ◎委員(水野忠三君) 自分もひとり親世帯臨時特別給付金支給事業でございますけれども、財務常任委員会協議会でもちょっと御説明があったところかとは思いますが、ひとり親世帯の生活を年末年始に向けて支援するためということで、年末年始に間に合うようにということだと思いますが、今の段階で、スケジュール、大体こんな感じでやっていくというのがありましたら教えていただきたいと思います。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 財務常任委員会協議会で御説明をさせていただいた後、12月16日に対象者には通知文を送っております。本日の議決をいただいた後に、予算がついた後、大至急執行する手配、歳出の手配をしまして、12月25日に支給という予定になっておりますので、よろしくお願いをいたします。
- ◎委員(鬼頭博和君) 同じくひとり親世帯臨時特別給付金事業のところですけれども、今御答弁があったように、対象者については案内のほうが出ているということで、申請が必要な方への周知というのはどういった形で行われていくんでしょうか。
- ◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 現時点までで、 既に、申請が可能な方で未申請の方には一度御案内は送っております。

今回は少し混乱を避けるために、申請不要の方には16日に送らせていただきましたが、この支給を受けて、年度末、一応2月26日までという期限もございます。私ども設定しておりますので、それまでにはもう一度は確実に送る手配にはなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

- ◎委員長(黒川 武君) 他にございませんか。
- ◎委員(木村冬樹君) 今回、ひとり親世帯への臨時特別給付金が再支給ということで、大変重要な国の政策であるというふうに思っています。しかし、コロナの影響を受けている人というのはどうなのかなあというふうに考える場合、ひとり親世帯、確かに子育てと仕事の両立、あるいは非正規雇用が多いということで、仕事を失ったり、仕事が減ったりというようなことである

ものですから、当然この給付金、必要だとは思うんですけど、本会議の討論でもありましたように、民間では塗炭の苦しみを味わっている人たちもいるということだということでありますので、市内でそういう生活困窮をされている方々の把握というのは、市としてはどのように行っているんでしょうか。市長からそういう指示はあったのかどうか、こういった点についてお聞かせください。

◎子育て支援課長兼地域交流センター長(西井上 剛君) 子育て支援課の中におきましては、やはりひとり親の世帯のところで、例えば生活の相談、現況届等もございましたので、児童扶養手当のほうの中で相談に来る方というところの相談は応じてございます。

一般的な家庭での生活困窮というところは、恐らく福祉課さんのほうにお 尋ね等は行っておるところかと思いますけれども、私どものところでは、す みません、ひとり親家庭が主なところでございますので、よろしくお願いを します。

◎委員(木村冬樹君) 分かりました。

この分野でお聞きして、答えられる人もなかなか難しいと思いますけど、 やはりひとり親世帯ももちろん大切ですけど、そのほかに困窮を極めている 人たちもお見えになるというふうに思います。そういう把握をやはり努めて いただいて、市でできること、あるいは国や県に要望していくことというふ うになっていくかというふうに思いますから、そういう対応をやっぱり市の ほうで、コロナの問題についてはアンテナを高くやっていただきたいなあと いうふうに思いますが、そういった点についてお考えがありましたらお聞か せください。

◎委員長(黒川 武君) 木村委員、そうすると幅広くということでございますか。

じゃあお答えのできる範囲でよろしいですね。

◎健康福祉部長兼福祉事務所長(山北由美子君) 今回のひとり親世帯以外の生活困窮の方等の把握ということでございますが、福祉課窓口では生活保護の申請の相談に見える方もお見えになりますし、生活自立支援相談室におきましても、事前の生活に困窮してきているという相談もあります。

また、社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付けというところでも相談がございますので、そういった件数の把握には努めておりますし、連携を取りながら、必要な施策を今後も検討していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- ◎委員長(黒川 武君) 以上で款3民生費についての質疑を終結します。 続いて、款4衛生費についての質疑を許します。 質疑はございませんか。
- ◎委員(関戸郁文君) お願いいたします。

主要事業説明書の2ページ目の真ん中辺りを御覧ください。

新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業でございますが、まず対象者数というのがあるんですが、医療従事者等数ということで460人、これは医師と看護師とあるんですが、この範囲なんですけれども、例えば介護施設の方とかそういうのが入るのかどうか。それと、これは岩倉市に在住の方が対象なのか、もしくは岩倉市に勤めている方が対象なのか。すみませんが、お答えをよろしくお願いいたします。

◎健康課統括主査(須田かおる君) 医療従事者の範囲というところなんですけれども、介護施設の方につきましても、一定コロナウイルス感染症患者に接する機会のある方というところで、接種範囲には入ってくるというふうには今のところは示されております。

市内・市外のところですけれども、こちらの予算で積算した460人というのは、一応、県のほうの愛知県衛生年鑑の一番新しい段階のでちょっと引っ張っているんですけれども、あくまで岩倉市に在勤の方で、分かる範囲内で約460人ということでしたので、その数字を用いて積算しておりますので、よろしくお願いいたします。

◎委員(関戸郁文君) すみません、もう一つお願いいたします。

高齢者65歳以上1万2700人に個別通知とありますと。1つの質問は、これはこの方々も無料の対象になっていくのかというのが1つと。

もう一つは、これは送料をかけて接種券を配付するというやり方になっていると思うんですが、それ以外の方法、例えばマイナンバーカードがちょっと利用できるかどうか分かりませんが、もう少し郵送という方法ではない方法は検討されたかどうか、その2つについてお尋ねします。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) まず接種費用ですけれども、自己負担額はありません。無料で接種ができることになっております。

それから、送料、郵送するということに関しては、国が示しておりますので、そのように準備をさせていただいております。郵送以外での考えはないかというところは、国に従ってということでお願いいたします。

◎委員(関戸郁文君) すみません、もう一つお願いします。

最後のほうの備品購入費の103万4,000円なんですが、これは冷蔵庫だと思うんですけど、1台と3台。この4台はどのように置くのか、また4台で足りるのか、これは1万2,700人が対象になってくると思うんですけど、容量というんですか、これはどのように使われていくのか、分かる範囲で教えてください。

◎健康課統括主査(須田かおる君) まず、こちらのマイナス75度が1台、マイナス20度が3台というところにつきましては、住民数、人口規模によって何台というのが割り振られておりまして、岩倉市においては、75度が1台、20度が3台というふうな人数割のところで割当てがされております。

容量につきましては、マイナス20度のほうが約104リッターで、マイナス75度のほうが約70リッターというふうで一応積算は上げておりますので、よろしくお願いいたします。

[「設置場所は」と呼ぶ者あり]

- ◎健康課統括主査(須田かおる君) 設置場所につきましては、ごめんなさい、今のところはちょっとまだどこで打つかというところが……、保健センターを予定しているので保健センターに置くということを考えておりますので、よろしくお願いいたします。
- ◎委員長(黒川 武君) 他にございませんか。
- ◎委員(堀 巌君) 医療従事者から接種を受けた場合の、副作用とか副 反応のことが心配されるというふうに思うんですけれども、結構そういうの が海外でも出ていて、それについて、例えば定期接種の場合は、予防接種健 康被害救済制度の対象になる。任意接種の場合は、医薬品副作用被害救済制 度と。そういった周知も併せて、そういう医療従事者や今後市民の方にも併 せて通知を予定しているかどうか、その点についてお伺いします。
- ◎健康課統括主査(須田かおる君) こちらの新型コロナにつきましても、 従来の定期接種と同じ健康被害救済制度のほうでやっていくものですから、 そちらも併せて周知していければと思っておりますので、よろしくお願いい たします。
- ◎委員(木村冬樹君) 先ほどの質疑の中で、医療従事者等の460人の内容について一定の御答弁がありましたけど、国が示している優先順位というのはどういうふうになっているのかというところを、全体像も教えていただきながら、その医療従事者数の中に医師、看護師等、医療のスタッフはもっといろいろ幅広くいますから、そういったところをどう考えるのか。また、先ほど介護従事者も一定含まれると言いましたけど、どういった人たちが含まれてくるのか。こういったことも少し教えていただきたいと思います。

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) まず、接種の優先順位ですけれども、現在国がイメージしております接種順位は、重症化リスクの大きさをまず踏まえまして、先ほど説明させていただきました医療従事者がまず1番に打っていただきます。次に高齢者、その次に高齢者以外で基礎疾患を有する人、それから高齢者施設等の従事者、最後にそれ以外の人に対して接種をするということに今現在はなっております。

医療従事者の範囲なんですけれども、どういった範囲があるかといいますと、ここに上げてきた人数は医師、看護師等というふうに上げております。 それ以外に歯科医師、薬剤師、それから保健師、助産師、准看護師、それから歯科衛生士等が当てはまるんですが、それ以外にもこの医療従事者等の考えについては、病院や診療所の診療科や職種は限定せず、委託業者においても医療機関の判断で対象とすることができますと資料には書かれておりますので、広範囲になってくるのではないかというふうに思っております。

それから、介護従事者の方の接種についてでしたか。

[「それは3番目の……」と呼ぶ者あり]

◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) すみません、先ほど医療従事者に含まれるというお話だったんですが、順番でいきますと……。

〔「3番目」と呼ぶ者あり〕

- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) はい。基礎疾患の後に高齢者施設等の従事者というところになってきます。
- ◎委員(水野忠三君) 接種優先順位の中で、高齢者の方1万2,700人ということでかなり多いと思うんですけれども、この中で体が自由といいますか、自由でないといいますか、体が不自由で、例えば寝たきりであったりとか、ワクチンの接種場所に移動できないとか、そういう方もいらっしゃる。家で生活されているけれども、例えばワクチン接種場所まで行けないとか、いろんなことが想定できると思いますが、ワクチンの接種の場所まで行けない、また行くのが困難な方はどういうふうになるんでしょうか。
- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) 接種する場所に行けない方についてですけれども、例えば在宅で寝たきりの方が療養してみえる方については、往診されるお医者さんがいるかと思いますので、そのお医者さんが対応してくださると考えております。以上です。
- ◎委員(木村冬樹君) 私も接種の方法をちょっと聞きたかったんですけど、要するに医療機関に委託をして接種を受けていく。しかし、ワクチンについては、一旦保健所で保管をしてという形になってくるという流れでよろしい

でしょうか。

- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) ワクチンによって違いがありまして、例えばファイザーですと1回に搬入される数というのが、バイアルって1つの瓶なんですけれど、その瓶が195本入った箱が送られてきます。大規模な病院で一度に打てるところですと病院のほうに搬送ということになるかと思います。保健センターのほうに搬送していただいて、そのバイアル195本を本当に小分けして各医療機関に配ることができるというふうであれば、個別で対応もできるかと思います。なので、個別接種にするか、あるいは集団でやっていかなくちゃいけないかというところも、今体制を考えているところです。
- ◎委員(木村冬樹君) 分かりました。多分、市民も物すごい関心のあることだものだから、ちょっと細かく聞いて申し訳ありません。

もう一つ、先ほどフリーザーの関係で、1台と3台でマイナス75度対応とマイナス20度対応ということで、これは多分ワクチンの種類によって対応が変わってくるかというふうに思うんですけど、その辺の、そこまで知る必要はないかもしれないですけど、どういうふうに振り分けられていくのかというところも少し教えていただきたいと思います。

- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) どのように振り分けられるかというのは、マイナス75度の冷凍庫がどのワクチンが入るかということでしょうか。
- ◎委員(木村冬樹君) 何でこの2つの温度があるのかという。
- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) マイナス 75度のフリーザーの場合は、ファイザー社のワクチンになります。マイナス 20度の冷凍庫は、モデルナ社のワクチンになります。もう一つ上がっているのがアストラゼネカのワクチンなんですけれども、これは普通の冷蔵庫で保管ができるとされています。
- ◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。
- ◎委員(宮川 隆君) まず、ワクチンの種類が、基本的に20度対応と75度 対応ということで、2種類の対応を今想定されていると思うんですが、予算 上、掛ける2になっていますよね。ワクチンによっては1回接種のものと2 回接種のものがあります。これをどのように受入れ側としては考えているの か。また、2回接種で、一定期間置かなければいけないというふうに思うん ですけれども、今年度中に、少なくとも医療機関の方々には接種が完了する 予定で間隔は考えられているのでしょうか。
- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) 掛ける2

回というところなんですけれども、今国が考えているのは、ファイザー社の ワクチンが中心として考えられております。ファイザー社のワクチンですと 2回接種で、その間は21日間空けることになっております。

- ◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。
- ◎委員(桝谷規子君) 本当に補正の補正ということで、大変な中での議案に出された状況だと思うんですが、今、個別接種か集団接種かを検討しているということで、やはりその検討が終わってから市民周知ということになるんですよね。市民の皆さんにはどのように、いつ頃から周知していくという状況になるんでしょうか。
- ◎健康課長兼保健センター長兼休日急病診療所長(原 咲子君) 今、国のスケジュールでいきますと、高齢者の個別通知が3月になっておりますので、それまでには体制は整えて、それまでぎりぎりではいけませんが、体制は整えて、周知ができるようにしていかなくちゃいけないと思っております。
- ◎健康福祉部長兼福祉事務所長(山北由美子君) すみません。ちょっと戻ってしまうんですが、先ほどの関戸委員の質問の答弁で、少し誤解を招くような発言だったのでもう一度説明をしたいんですけれども、医療従事者について、予算上460人と書いてありますが、住民票が岩倉にありまして市外の医療機関で勤務している方もいますが、そういった方たちの数字が正確に把握できないものですから、今は見込数として、愛知県のほうで把握している岩倉市に従業している医療機関の数ということで予算は出しております。ただ、実際に委託料を支払うのは、あくまでも岩倉に住民登録してある方になりますので、了解をお願いいたします。

それからもう一点、木村委員の医療機関へのワクチンの供給についての質問でございますけれども、通常ですと、医療機関が直接卸業者からワクチンを購入するような流れで定期接種というのはされておるんですけれども、今回は国が確保したワクチンをきちんと自治体に供給していくというところで、国がある程度供給量を把握しながら、市町村を通して医療機関に卸していくという流れになっております。そのために、国としては、ワクチンの管理をワクチン接種円滑化システムというシステムを構築しまして、在庫量の報告を医療機関から受けるような仕組みと、あと国民が医療機関で予約情報が分かるような、そういった公表システム、公開サイトも設けていくといったことも今予定されておりますので、付け加えて説明させていただきます。

- ◎委員長(黒川 武君) では、追加の答弁といたします。 今の答弁に関しまして。
- ◎委員(関戸郁文君) 別の質問になっちゃってもいいですか。

- ◎委員長(黒川 武君) 款4衛生費についての。
- ◎委員(関戸郁文君) はい。

すみません。ちょっと疑問が湧いたので質問を追加させてください。

今、460人の医療従事者が、ワクチンを受ける義務というか権利というか 分かりませんが、これは受けないと医療従事ができないというものなのかど うかをちょっと確認させていただきます。

- ◎健康福祉部長兼福祉事務所長(山北由美子君) このワクチンの基本的な性能としては、発症予防と重症化予防ということが想定されておりますので、感染予防効果というのを期待できるようなものではないと、これはインフルエンザのワクチンも同じようなものなんですけれども、医療従事者につきましては、やはり感染者と接触するということでリスクが高いということがありますので、個人のリスクの軽減と、あとは医療体制の確保の観点というところから優先順位が上位になっております。しかし、最終的には個人の判断で従事するということですので、業務従事への条件とはなってはおりません。
- ◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(黒川 武君) なしと認めます。
以上で款4衛生費についての質疑を終結します。

続いて、款 8 消防費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員(関戸郁文君) お願いいたします。

資料の中に補助率というのがあります。国費1,369万9,000円、補助率2分の1というのが表示されているんですけれども、2分の1になる金額がリストを見るとないものですから、何に対して2分の1の金額になるのか、少し細かいですが教えてください。

- ◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長(加藤正人君) 補助金の対象項目といたしましては、災害対応特殊救急自動車、高度救命用処置資機材及び搬送用アイソレーターがありまして、それぞれに基準額が設けられておりまして、その2分の1の補助が受けられるものとなっております。
- ◎委員長(黒川 武君) 関戸委員、よろしいですか。
- ◎委員(関戸郁文君) はい。
- ◎委員(桝谷規子君) 4 台保有で、3 台を常時運用していくという中で、 職員体制はどうなっていくんでしょうか。
- ◎消防本部総務課主幹(川松元包君) 今回新たに救急車を購入させていただきまして、コロナ禍にありますので、コロナに特化した運用、それから感

染症の患者さんを搬送した後には、消毒等、救急車が出動できない時間帯も若干ありますので、予備車的な運用を考えているところでありますので、従前から救急車の3台運用というところで取り組んでおりますので、現有する職員の中で確実な3台運用ができるような運用を考えております。

- ◎委員(宮川 隆君) 少し関連するんですけれども、通常の救急搬送業務は3台体制を3台体制に移し替えるというだけですのでいいんですけれども、本会議答弁の中で、搬送用に1台予備車として持つというお話であったと思います。そのときの職員の対応はどのようにされるのかというのが、まず1点お聞きしたいと思います。
- ◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長(加藤正人君) 先ほどグループ長からありましたとおり3台運用というのは変わりませんのでそのとおりにいくんですが、恐らく4台目の予備車が出動する際というのは、新型コロナウイルス感染症患者が蔓延してきた状態ということが考えられます。その場合は、休みの人間を招集した形で4台目を対応していくこととなりますが、基本的には3台までの運用を滞りなくやっていく予定でおります。
 ◎委員(宮川 隆君) もう一点、その4台目の予備車なんですけれども、考え方としては、病院から専門の病院に搬送するということが想定されるというふうに感じているんですけれども、今回、無線機の積替えが終わった後の話になると思うんですが、搬送専門なのであえて無線機は必要ないという前提で進められているのでしょうか。
- ◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長(加藤正人君) 御指摘のとおり無線機は載せ替えですので、4台目となる予備車には無線機等が積載されません。しかしながら、時間的な管理、消防本部との連携というのはございますので、携帯用無線機を積載して対応すること、また携帯電話というのも積載しておりますので、携帯電話をもって時間等の管理、本部との密な連絡を図っていきたいと思います。
- ◎委員(木村冬樹君) 今回の事業名が災害対応特殊救急自動車購入事業ですので、先ほどコロナ対応ということでの搬送用のアイソレーター装置を積載できるということでありましたが、災害対応という点では何か特殊な機能がこの救急自動車にはあるのかどうか、こういった点についてお聞かせください。
- ◎消防本部総務課長兼防災コミュニティーセンター長(加藤正人君) 国が行う緊急消防援助隊設備整備費補助金の交付要綱の要件を満たす救急自動車を災害対応特殊救急自動車と言っております。本市が保有するほかの救急車と大きな相違はございません。しかしながら、4輪駆動車であることに加え、

先ほどから出ております新型コロナウイルス感染症の患者等の移送、搬送に 万全を期すため、アイソレーター装置を搭載しております。緊急消防援助隊 車両としての登録を行いますので、国内で大規模な災害が発生した場合には、 国からの要請に応じて出動する車両となります。以上です。

◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

- ◎委員長(黒川 武君) 以上で款8消防費についての質疑を終結します。 続いて、款9教育費についての質疑を許します。
- ◎委員(大野慎治君) すみません。総合体育文化センター費で、外壁調査結果で緊急に外壁タイルに係る修繕料を増額するものですが、今回の外壁打診調査結果はどのような結果だったのか、概略を教えてください。
- ◎生涯学習課長兼総合体育文化センター長兼生涯学習センター長(竹井鉄次君) 今回の打診調査の実施の結果でございますけれども、いわゆる今回対応させていただく早急に対策が必要だとされる外壁の広さにつきましては、今回上げさせていただいております39.665平方メートルでございます。

それから、判定が、そのほかAとBといったところがあります。Aについては要観察、Bというものについては注意をしていく必要があるというようなところになりますけれども、判定Aにつきましては約170平方メートル、注意が必要であるとされた部分については約560平方メートルということで結果は出されてございます。以上でございます。

◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(黒川 武君) 以上で款 9 教育費についての質疑を終わり、歳出 についての質疑を終結します。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

- ◎委員(木村冬樹君) 1点だけ、市債の消防債についてお聞かせください。 消防債については、交付税措置の関係も含めて、公費の支援などはあるの かどうか、こういった点についてお聞かせください。
- ◎行政課主幹(酒井 寿君) 今回の起債につきましては、国の令和2年度補正予算(第1号)に係る事業に対しての補正予算債の取扱いが可能ということになっております。ですので、借入先も、利率の低い財務省の財政融資資金というところからの借入れも可能です。おっしゃられた交付税措置についても50%が公債費方式によって基準財政需要額のほうに算入されるという

ことで、有利な起債であります。

◎委員長(黒川 武君) 他に質疑はございませんか。

[挙手する者なし]

◎委員長(黒川 武君) ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

続いて、第2表 繰越明許費についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) ないようですので、第2表 繰越明許費について の質疑を終結いたします。

次に、第3表 地方債補正についての質疑に入ります。

質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) ないようですので、第3表 地方債補正についての質疑を終結します。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。 次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長(黒川 武君) 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。 議案第111号「令和2年度岩倉市一般会計補正予算(第9号)」について、 賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者举手]

◎委員長(黒川 武君) 挙手全員であります。

採決の結果、議案第111号は全員賛成により原案のとおり可決すべきもの と決しました。

以上で当委員会に付託されました議案は議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一 任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

◎委員長(黒川 武君) 御異議なしと認め、そのように決しました。 以上をもちまして財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。